

京都府社寺等文化資料保全補助金のお知らせ

1 京都府社寺等文化資料保全補助事業について

本事業は、貴重な文化資料を後世に残すために、緊急に保全が必要でかつ保全に要する経費の負担が困難な所有者に対し補助金を交付し、文化資料の継承と府民の文化的生活の向上に資することを目的とした府独自の補助制度です。



京都府ホームページ
未指定文化財の保護へのQRコード
<https://www.pref.kyoto.jp/mishitei-bunkazai/>

2 京都府社寺等文化資料保全補助事業種目別一覧

事業種別				補助率※3	限度額	摘要	申請要件
1	文化資料保存施設及び設備の整備	ア	収蔵庫の設置	1／2以内	150万円	・価値の高い美術工芸品を保存する収蔵庫の新設 (防災・防犯・防湿等の点で十分と思われる構造をもつもの)	【申請に必要な書類】 ・事業計画書、申請書（様式有） ・収支計算書 ・見積書、仕様書(修理部分明示) ・写真(全体及び破損状況) ・年代・形式・由緒等がわかる参考資料・古文書の写真等 【注】 ・国の指定文化財、府の指定・登録文化財・暫定登録文化財(民俗文化財を除く)及び個人所有文化資料(市町村指定又は登録又の文化財を除く)は対象外。 国登録は対象(国登録のみ国庫補助対象となる部分を除き対象とする) ・着手及び完了した事業は除く ・当該年度内に事業完了すること ・国・京都府教育委員会の補助事業との重複交付は行わない
		イ	防災防犯設備の整備又は保存施設の修理	1／2以内	100万円	・既存の収蔵庫、土蔵、その他文化資料の収納されている保存施設の修理※で 適当と認められるもの、並びに自動火災報知機、消火栓、貯水槽、避雷針、 覆屋等、通常必要と認められる防災・防犯設備の設置及び修理 【適当と認められる設備の例】 ・自動火災報知器等の非常警報設備 ・消火栓・スプリンクラー・放水銃・ドレンチャー・貯水槽等の消火設備 ・避雷針等の避雷設備 ・管理者への通知と連動する警報装置 ・覆屋等の防雪・防風施設 ・耐震診断結果に基づき計画された耐震補強	
2	文化資料の補修	ア	美術工芸品の補修	1／2以内	80万円	・学術上、芸術上価値が高く、江戸以前に製作された仏像・彫刻・工芸品、 並びに、明治以前に製作された絵画・書籍・典籍※2で、工法、仕様、材料 等に配慮された補修	※1 文化資料収蔵専用の施設ではないもの、及び防災・防犯につき特別の機能を有さない建造物の修理とする場合は対象外 ※2 大正・昭和の建造物・書画及び明治・大正・昭和の彫刻・工芸品は、学識経験者の推薦状を添付することにより対象とすることがある
		イ	建造物の修理	1／2以内	200万円	・価値が高いと認められる、明治以前に建立された建造物※2で、建立当時の 工法、仕様、材料等が、現状維持ができる修理	
3	民俗文化資料の保全	ア	有形の民俗文化資料の保全	1／2以内	100万円	・住民生活（衣食住、生業、伝統行事、風俗、習慣等に用いられるもの）の推移を 知る上で貴重な資料となるものの保全（格納庫の新築及び修理を含む）	
		イ	無形の民俗文化資料の保全	1／2以内	30万円	・地域の住民生活の中で伝承されている民俗芸能、伝統行事で価値があると 認められるものの保全(衣装、楽器、楽台、道具類の新調・修理)、格納庫の設 置・修理並びに啓蒙・普及(実技指導、研修会・講習会の開催等)	
		ウ	無形の民俗文化資料の映像等記録整備	1／2以内	100万円	・文書、写真、映像等の記録作成、その芸能行事の所作や、 工芸技術の工程等を忠実に記録するもの。	
4	遺跡・名勝・天然記念物の保全			1／2以内	20万円	・市町村指定、登録に限る。（経常的な事業は除く。）	※3 京都市補助金を受ける事業の補助率は1/6以内
5	その他			1／2以内	20万円		

問い合わせ先	(京都市・乙訓地域) 京都府文化生活部 文化政策室 075(414)4521	(宇治市以南) 京都府山城広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 0774(21)2049	(亀岡市、南丹市、船井郡) 京都府南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 0771(24)8430	(福知山市、舞鶴市、綾部市) 京都府中丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 0773(62)2031	(宮津市、京丹後市、与謝郡) 京都府丹後広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 0772(62)4300
--------	---	---	---	--	--